

# 船舶事故調査報告書

平成25年3月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年6月9日（土） 10時20分ごろ
発生場所	和歌山県由良町十九島北東方沖 由良町所在の紀伊海鹿島灯標から真方位056°3,140m付近 （概位 北緯33°59.6′ 東経135°05.3′）
事故調査の経過	平成24年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 茂寿丸、0.9トン WK3-19828（漁船登録番号）、個人所有 5.85m（Lr）×1.89m×0.74m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和61年7月21日 B 遊漁船 第五和丸、0.7トン WK5-8890（漁船登録番号）、個人所有 6.44m（Lr）×1.77m×0.54m、FRP 無動力、不詳（進水年月日） C 遊漁船
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月27日 免許証交付日 平成22年1月20日 （平成27年2月24日まで有効） B 釣り客B <sub>1</sub> 男性 釣り客B <sub>2</sub> 男性 所有者B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長C 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	B 軽傷 1人（釣り客B <sub>2</sub> ）
損傷	A 船首下部及び船底部に擦過傷 B 船首付近両舷舷縁に擦過傷、右舷船首部の支柱受けを破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、由良町戸津井北方沖の弁天岩の

西方で採貝漁を行っていたが、船長Aが、漁を終えて由良町大引漁港<sup>おおびき</sup>に帰港することとし、周囲を見渡して航行に支障となる船がないことを確認したのち、平成24年6月9日10時15分ごろ弁天岩西方の漁場を発進した。

船長Aは、船体後部の機関操縦台の後方に立って右手で舵柄の操作を行い、前方を向いて由良町チガ崎と十九島北東端とを結ぶ見通し線の北（右）側を対地速力約8ノットで西南西進中、時刻を確認しようとし、機関操縦台の下部に置いていた携帯電話を取ろうとして頭を下げたとき、B船と衝突してA船の船首部がB船に乗り上がった。

B船は、かせ船と呼ばれる無動力の遊漁船であり、釣り客B<sub>1</sub>及び釣り客B<sub>2</sub>ほか1人（小人）が乗り、全員が救命胴衣を着け、船長Cが1人で乗り組んだC船の左舷側に接舷されて05時00分ごろに由良町戸津井漁港を出港し、約5分後、十九島北東方沖150m付近に到着した。

船長Cは、B船に乗り移り、船首を北～北北東方に向けたB船の船首から錨を入れ、錨索を約40m延出させて錨泊させたのち、B船の船首右舷側にポールを立てて甲板上約2mに黒色球形象物を1個掲げ、更にその上部に横約60cm及び縦約50cmの赤色及び緑色の旗を2枚重ねて表示し、釣り客3人に対して10時ごろに見回りに来ること、及び何かあったら連絡するようにと伝え、C船で戸津井漁港に帰港した。

B船の釣り客3人は、釣り客B<sub>1</sub>が左舷側後部で、釣り客B<sub>2</sub>が左舷船首部のたつ付近で、他の1人が2人の間でそれぞれ椅子に腰を掛け、左舷側を向いて釣りを行った。

釣り客B<sub>1</sub>は、船舶の機関音が聞こえたので、後方を振り返った際、B船から離れた所をA船が航行しているのを見たが、釣りを開始してからB船の北方を航行する船舶を見掛けていたので、A船が同じようにB船の北方を航行して行くと思った。

釣り客B<sub>1</sub>は、左舷側に向き直って釣りを続けていたものの、約1分後に再度後方を振り返り、A船がB船の至近に迫っているのを認め、びっくりして声を出すこともできずにいたところ、A船の船首部とB船の右舷前部とが衝突し、A船の船首部が持ち上がってB船上に乗り上がったのを見た。

釣り客B<sub>2</sub>は、B船の船首端に頭部を乗せて寝ていたところ、「ガン」と音がしてB船が揺れたので、上体を起こした際、身体の上に覆いかぶさった状態のA船に頭部が当たった。

船長Aは、機関を後進にかけてA船をB船から離れたのち、釣り客B<sub>2</sub>の太腿にA船の船底塗料が付いていたので、釣り客B<sub>2</sub>に病院に連れて行くこと申し出たが、断られた。

釣り客B<sub>1</sub>は、所有者Bの自宅に電話をして事故に遭ったことを伝

	<p>えた。</p> <p>船長Cは、本事故発生の連絡を受けてC船でB船の錨泊場所に到着したところ、付近にいた船長Aから釣り客を病院に連れて行ってほしいと言われたので、釣り客3人に負傷の有無を確かめ、10時32分ごろ119番通報して救急車を手配したのち、C船に移乗させて戸津井漁港に帰港した。</p> <p>釣り客B<sub>2</sub>は、救急車により病院に搬送され、頸椎捻挫並びに頭部、左肩及び左膝打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんから大引漁港と弁天岩の西方沖を往来する際に十九島北方沖を航行しており、年間を通して十九島北方沖にかせ船が出ていることを知っていた。</p> <p>A船は、操縦席がなく、船体後部に機関操縦台が設けられ、その上部には風防が設置されており、甲板上から風防上端までの高さが約1.4mであり、船体前部の甲板上には見張りに支障となる構造物はなく、船長Aは、ふだんから機関操縦台の後方で立って操船していた。</p> <p>所有者B及び船長Cは、釣り客が多い場合には、互いのかせ船を出し合っていた。</p> <p>所有者Bは、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、和歌山県に遊漁船業者の登録を行い、和歌山県知事に業務規程を届け出していた。同業務規程によれば、所有者Bほか2人を遊漁船業務主任者として選任し、B船ほか4隻を使用しており、利用者の安全確認のために定期的に巡回することを定めていた。</p> <p>B船は、小型船舶の検査の対象となっており、平成21年7月に第2回定期検査を受検し、<sup>かい</sup>襦 2本、救命胴衣4着、信号紅炎1個及び笛1個が装備されていた。</p> <p>所有者Bは、毎年4月～6月までの間には、かせ船を十九島北東方沖約100～150m付近に錨泊させて利用客に釣りを行わせていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、十九島北東方沖を西南西進中、船長Aが、弁天岩の西方沖を発進した際、周囲に他船がいなかったため、前路には航行に支障となる船舶がないものと思込み、前方を向いていたものの、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、時刻を確認し</p>

	<p>ようとし、機関操縦台の下部に置いた携帯電話を取ろうとして頭を下げた際、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、十九島北東方沖で錨泊して釣り中、釣り客B<sub>1</sub>が、B船から離れた所を航行していたA船を見た際、他船と同様にB船の北方を通過するものと思い、釣りを続けていたことから、A船がB船の右舷前部に接近して気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、十九島北東方沖において、A船が西南西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが、前路には航行に支障となる船舶がないと思込み、前方を向いていたものの、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・遊漁船業者は、無動力のかせ船を利用する釣り客に対し、他船が接近して危険が迫ったときには笛を使って注意喚起をするように伝えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所図

